

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報



目 次

規則

○福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

告示

○保安林の指定施業要件を変更する予定である件

○海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件

○市街地再開発事業の組合解散を認可した件

○都市計画の決定に係る関係図書の写しの送付を受けた件

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件三件

○落札者を決定した件

規則

二〇〇 一〇八八五

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県規則第一号

福島県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

福島県屋外広告物条例施行規則（昭和六十一年福島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。
第十六条第三項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第四項中「様式第十五号の四」を「様式第十五号の三」に改め、同条第五項第一号中「戸籍」を「住民票」に改め、同項第六号中「及び第四号」を削り、同条第七項中第二号を削り、第三号を第二号とする。
様式第十四号を次のように改める。

様式第14号(第16条関係)

屋外広告業者登録申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり、福島県屋外広告物条例第23条第1項の規定による屋外広告業者の登録を申請します。

登録の種類	新規・更新		※登録番号	福島県第 号
			※登録年月日	年 月 日
氏名又は名称				
法人にあつては、代表者の氏名				
住所又は主たる事務所の所在地	郵便番号() (電話番号)			
法人にあつては、その役員	氏 名		役職名	
未成年者である場合にあつては、その法定代理人	住 所 又 は 所 在 地	郵便番号() (電話番号)		
未成年者である場合における当該未成年者の法定代理人が法人である場合にあつては、その役員	氏 名 又 は 名 称			
更新にあつては、現に受けている登録の登録年月日及び登録番号	年 月 日 福島県第 号			
他の都道府県知事及び指定都市又は中核市の長の登録状況	都道府県又は市 の 名 称		登録番号	登録年月日
営業所	名 称			
	所 在 地	郵便番号() (電話番号)		
	業務主任者の職氏名			
営業所	名 称			
	所 在 地	郵便番号() (電話番号)		
	業務主任者の職氏名			

(福島県収入証紙貼り付け欄)

注

- 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 「新規・更新」については、不要の文字を抹消すること。
- 3 「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、理事又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 「業務主任者の職氏名」について、役職名がない場合は、職務内容を記載すること。

基点																												
基点																												
45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	17	16
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35

基点 82 基点 81 基点 80 基点 79 基点 78 基点 77 基点 76 基点 75 基点 74 基点 73 基点 72 基点 71 基点 70 基点 69 基点 68 基点 67 基点 66 基点 65 基点 64 基点 63 基点 62 基点 61 基点 59 基点 58 基点 57 基点 56 基点 55 基点 51 基点 49 基点 48 基点 47 基点 46

二 組合の名称
いわき駅並木通り地区市街地再開発組合
事務所の所在地

一 地再開発組合の解散を次のとおり認可した。
令和八年一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第十一号

都市再開発法（昭和四十四年法律第二十八号）第四十五条第四項の規定により、市街地再開発組合の解散を次のとおり認可した。

（河川計画課）

基点 83	X	一四七五〇四・五三三	Y	一〇五六五〇・七一六の点
基点 84	X	一四七四五・三五〇	Y	一〇五六七三・七七六の点
基点 85	X	一四七八七・五二五	Y	一〇五六七五・〇四七の点
基点 86	X	一四七四五・〇七九	Y	一〇五六七四・一九三の点
基点 87	X	一四七五〇三・三七〇	Y	一〇五六七二・〇九四の点
基点 88	X	一四七五〇六・七八三	Y	一〇五六七二・四二六の点
基点 89	X	一四七五〇七・八一六	Y	一〇五六七三・七〇八の点
基点 90	X	一四七五〇八・五一	Y	一〇五六七四・五七一の点
基点 91	X	一四七五一〇・六一八	Y	一〇五六七二・九〇七の点
基点 92	X	一四七五一二・四六八	Y	一〇五六七四・四四二の点
補助点 3	X	一四七五一一・七七八	Y	一〇五六八三・一五〇の点
補助点 4	X	一四七五〇三・九七四	Y	一〇五六七五・〇六〇の点
補助点 5	X	一四七八九〇五・八〇八	Y	一〇五九九三・七七二の点
補助点 6	X	一四八六九二・五二八	Y	一〇六〇三六・一七四の点

二 区域

毛菅佐浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、基点55、基点56、基点57、基点58、基点59、基点60、基点61、基点62、基点63、基点64、基点65、基点66、基点67、基点68、基点69、基点70、基点71、基点72、基点73、基点74、基点75、基点76、補助点1、補助点2、基点77、基点78、基点79、基点80、基点81、基点82、基点83、基点84、基点85、基点86、基点87、基点88、基点89、基点90、基点91、基点92、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（ただし、保安林を除く。）

三 いわき市平字材木町四十六番地
解散の理由
事業の完成
四 設立認可の年月日
令和元年七月九日
五 解散認可の年月日
令和八年一月十三日
(まちづくり推進課)

公 告

公告第四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画汚物処理場の決定に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

公告第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画下水道の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月十三日

（まちづくり推進課）
福島県知事 内堀 雅雄
(都市計画課)

公告第六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十二条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画高度利用地区の変更に係る関係図書の写し

一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県知事 内堀 雅雄
(都市計画課)

の送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和八年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧図、計画図及び計画書の写し
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

- 公告第七号**
- 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項で準用する同法第二十条第一項の規定により、福島市から県北都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
- 令和八年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する図書
- 二 縦覧図、計画図及び計画書の写し

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第8号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和8年1月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
体外循環装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和7年11月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
テスコ株式会社 宮城県仙台市泉区大沢三丁目4番地の3
- 5 落札金額
60,497,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年10月17日

(入札用度課)